

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年10月28日

奈良県監査委員	江 南	政 治
同	清 水	勉
同	川 口	良 延

平成27監査年度 第1回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知事公室 秘書課	平成27年 7月22日	資金前渡の精算について 公用車の燃料代及び駐車場代等の資金前渡（常時）において、精算手続を行っていない月が認められた。 今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)	精算手続を完了した。今後は奈良県会計規則に基づき適正な処理に努める。
国際課	7月22日	委託料の支払について 平成24年度の委託業務について、契約の対象でない経費を支払っていたことが平成26年5月に判明し、過年度支出分を返納させた事例が認められた。これは、請求内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)	支出にあたっては、契約内容と請求内容を十分確認するとともに、内部におけるチェックを徹底し、適正な事務執行に努める。
消防救急課	7月14日	補助金の額の確定について 平成25年度の補助金において、事業実績報告書類の提出を受け履行確認は行っていたが、額の確定を行っていない事例が認められた。 今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正に処理すべきである。 (注意事項)	適正な処理方法について課内で周知徹底した。 平成26年度は、当該補助金の額の確定を行い、適正な事務執行を行っている。 今後も奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な処理に努める。
安全・安心まちづくり推進課	7月14日	補助金にかかる変更承認手続について 補助金の交付において、必要な変更の承認手続が行われていない事例が認められた。 今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則に基づき、補助金交付事務手続の適正化を図られたい。 (注意事項)	平成27年度の補助金の交付に際して、変更申請を不要とする「軽微な変更」の定義を明記するとともに、交付先市町村に対し、軽微なものも含め計画変更の都度相談し、必要に応じて変更手続を取るよう指導するなど、適正に事務を執行している。 今後は奈良県補助金等交付規則及び当該補助金交付要綱に基づき適正な事務を行うよう課内に周知徹底すると同時に、補助金の支出について複数人によるチェック機能の強化を図り、再発防止に努める。

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
総務部 行政経営課 ファシリテイ マネジメント 室	7月9日	<p>未収金対策について</p> <p>未収金対策については、未収金対策推進連絡会議のもと情報交換、研修を行い、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組むとともに、平成25年度の行政監査（税外未収金等にかかる債権管理について）の結果を踏まえ検討が進められているところではあるが、依然として多額の未収金があり、充分効果が上がっているとは言えない状況である。</p> <p>未収金の解消は、財政運営上大きな課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められることから、引き続き、行政監査結果に沿った対応を進めながら、債権管理条例の制定や統一的な処理基準を定めたマニュアルの整備等、更に実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（意見）</p>	<p>平成26年度末の税外未収金は、約41億19百万円と前年度末に比べ4千万円あまり増加しているが、同年度中に新たに加わった県営住宅の損害金等（約8千万円）を除けば、前年度より減少している。</p> <p>未収金対策については、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づく事務処理を促すとともに、債権管理状況をきめ細かく把握するために、未収金対策推進連絡会議を四半期ごとに開催し、各債権回収の取組状況について報告を求めた。また、債権の回収状況に応じて未収金を3つに区分した上で、回収目標や文書、電話、訪問による催促等の取組状況を分析するなど、きめの細かい取組を促している。さらに、上記指針の実行を進めるために、債権管理簿の記入項目をチェックするなど事務の改善を促している。</p> <p>今年度は新たに、税外未収金の適正な債権管理と回収のノウハウ習得を促すため、債権に共通する法的知識や督促の手続などを説明した「税外債権管理マニュアル」の作成、配付を行った。</p> <p>なお、債権管理条例については、他府県の状況を調査し、その実効性や内容について検討を行っているところである。</p> <p>今後も庁内全体で未収金対策に取り組むとともに、法的措置の活用促進や民間活力を導入した回収の推進等、未収金削減に向けた取組を総合的に実施していく。</p>
総務厚生センター	7月9日	<p>通勤手当の認定について</p> <p>通勤手当の認定において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	<p>通勤手当の過払いについては、返納を完了し是正している。認定事務については、今後より一層慎重に審査し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
税務課	7月9日	<p>県税にかかる未収金の回収について</p> <p>県税収入については、収入確保に向け様々な取組を行ってきており、平成26年度においても、各県税事務所における目標徴収率の設定や、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収及びネットワーク型協働徴収などの取組を実施し、徴収率及び収入未済額残高の縮減については着実に改善されている。</p> <p>しかし、依然として多額の未収金が認められ、また、徴収率においては全国的に低位であることから、今後も財政健全化に向けた財源確保と税負担の公平性の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。(意見)</p>	<p>県税の収入未済額の66.3%（平成26年度実績）を占める個人県民税については、平成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収やネットワーク型協働徴収など、市町村と県による協働徴収を実施し、徴収強化に努めているところである。（平成27年度上半期における県職員派遣先団体の平均徴収率（現滞）は、昨年度同期比0.5%上昇。県全体の平成27年度上半期の個人県民税の徴収率（現滞）では、昨年度同期比0.2%上昇）</p> <p>また、自動車税をはじめとする県税の徴収対策については、各県税事務所において、徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、徴収強化に取り組んでおり、特に自動車税については、給与差押を強化する取組や、今年度においては自動車税事務所はもとより、各県税事務所及び税務課が連携して自動車税の滞納整理に取り組むなど、より積極的に徴収強化に取り組んでいるところである。（平成27年度上半期の自動車税の徴収率（現滞）は昨年度同期比0.8%上昇）</p> <p>今後も、差押等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税収及び税負担の公平性の確保を図るとともに、全国的に低位である徴収率についてもその向上に努める。（平成27年度上半期の県税全体の徴収率（現滞）では、昨年度同期比1.8%上昇）</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地域振興部 うだ・アニマルパーク振興室	6月18日	公有財産の台帳登載について 存在しない工作物が公有財産台帳に登載されている事例が認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。 (注意事項)	公有財産台帳に登載されている工作物について、竣工図面等の関係図書と照合するとともに、現有する工作物との確認作業を進め、誤りのある工作物の抽出を終えた。今後、公有財産異動報告の事務処理を行い、正確な公有財産台帳を整備する。
観光局 観光プロモーション課	7月28日	行政文書の適正な管理について 他の所属から借りた委託契約書類を紛失した事例が認められた。このため、貸出所属において、変更契約の遅延を招くなど事務手続に支障が生じた。 今後は、借用書類を含め行政文書の適正な管理について徹底されたい。 (指摘事項)	今後は、他の所属から書類を借用する場合、借用先所属、借用年月日、借用書類名、担当者、返却予定年月日等を記載した文書を作成し、借用先と当課とで共有するとともに、書類の保管場所について担当者と管理職が確認する。
	4月24日	委託契約の締結について 業務委託において、契約書を作成することなく委託業務が開始されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)	今後は、契約締結に際して遅滞なく契約書を作成するように、各職員に周知徹底した。
観光産業課	4月24日	負担金にかかる変更承認手続について 負担金の交付において、負担金交付要綱に規定された変更の承認手続が行われていない事例が認められた。 今後は、交付団体への指導に努めるとともに、要綱に基づき、負担金交付にかかる手続の適正化を図られたい。 (注意事項)	今後は、負担金交付要綱に基づき、交付団体に対し必要な手続を指導する等、適正な執行に努める。
ならの魅力創造課	4月24日	負担金にかかる繰越金の処理について イベント等の開催経費にかかる負担金の額の確定において、その一部を繰越金として、翌年度で執行することを認めている事例が認められた。 当該繰越金の財源は、すべて県負担金であり、繰越を認めるのであれば、要綱上の根拠の明確化を図られたい。 (意見)	平成26年度決算から、翌年度への繰越をしない処理を行っている。

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
健康福祉部 地域福祉課 監査指導室	5月29日	<p>生活福祉資金貸付金にかかる償還未済金の回収指導について</p> <p>前年度に引き続き、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に多額の償還未済金が認められた。文書や訪問等による催告に加えコールセンターによる電話催告を強化し、債権回収及び未収金の発生防止について協議を行うなど、当該協議会と福祉事務所、地域福祉課が一体となり取り組んできたところであるが、今後は、個々の債権回収の可能性を評価した上で、より一層、債権の保全及び回収促進に努めるよう厳正な指導を徹底されたい。 (意見)</p>	<p>県社会福祉協議会では、生活福祉資金の償還未済金の早期回収に向けて、コールセンターにおいて、償還開始の者及び滞納3月以内の者を中心に電話による自主的納付の呼びかけを行い、返済の意識づけと長期未納化の防止とともに、本年度から新たに、長期滞納世帯への架電及び夜間架電の拡大と早朝、休日架電にも重点的に取り組むなど、回収の強化に努めている。</p> <p>また、債権回収や滞納防止に向け、市町村社会福祉協議会の生活福祉資金担当者を対象とした研修会の開催や福祉事務所等の関係機関との連携の強化を図るほか、定期的に市町村社会福祉協議会、民生児童委員と共に世帯訪問を行うなど、計画償還と早期納付を促進するため指導を実施している。</p> <p>さらに、今年4月からは、生活困窮者自立支援制度を活用して、滞納者の自立支援に向けた取り組みも行うとともに、これまで貸付案件の審議が中心であった生活福祉資金運営委員会において、償還状況についての審議を充実させている。</p> <p>今後も引き続き、さらなる債権回収や滞納防止に向け、体制の見直しや改善策を講じるよう指導していく。</p>
長寿社会課 地域包括ケア 推進室	5月29日	<p>補助金及び負担金にかかる変更承認手続について</p> <p>補助金及び負担金の交付において、必要な変更の承認手続が行われていない事例が認められた。</p> <p>今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則等に基づき、補助金及び負担金交付にかかる手続の適正化を図られたい。 (注意事項)</p>	<p>平成26年度の補助金及び負担金交付事務について、各交付要綱に基づき適正な手続きを行った。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>こども・女性局</p> <p>子育て支援課</p>	<p>4月16日</p>	<p>児童扶養手当過誤払金にかかる返納金の回収について</p> <p>児童扶養手当過誤払金について多額の返納未済金が認められた。その残高は、平成24年度から25年度にかけて減少しているが、不納欠損処分によるところが大きく、これを除くと実質的には増加となっている。町村との連携を密接にとりながら、回収等に努められているが、制度の趣旨を充分認識し、法の厳格な執行の観点から、引き続き一層の収納促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>補助金にかかる変更承認手続について</p> <p>補助金の交付において、必要な変更の承認手続が行われていない事例が認められた。</p> <p>今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則等に基づき、補助金交付にかかる手続の適正化を図られたい。 (注意事項)</p>	<p>過誤払の発生防止対策として、市町村担当者説明会や事務指導監査において、町村の担当者に対し受給者の受給資格に関わる異動状況の把握に努めるとともにすみやかに県に通知するよう指導を徹底する。また、児童扶養手当過誤払金の未納者に対し、文書等による納付指導の回数を増やすとともに、訪問による納付指導を実施し、債務者の返済能力に応じて分納額を見直す等適切な納付指導を実施するなど、債務者に対し個別に丁寧な働きかけを行い、債権回収に向けて一層の収納促進に努めている。</p> <p>平成26年度執行分以降については、実績額が交付決定額を下回る場合（軽微な変更の場合を除く）、補助対象事業者から変更交付申請書を徴し、変更交付決定を行った後に支払いを行っている。今後もすべての補助金において、奈良県補助金等交付規則等に基づき、手続を行う。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
こども家庭課	4月16日	<p>母子・寡婦福祉資金貸付金の過払分にかかる返納金の債権管理について 母子・寡婦福祉資金貸付金において、平成21年度に過払いの発生による返納請求後、督促状が送付されず、また次年度以降の調定の繰越処理も行われていない事例が認められた。平成25年度に調定手続がなされたものの、その間、奈良県会計規則等に違反する状況となっており、債権管理上、不適切であった。 今後、返納事例等が発生した場合には、会計規則等関係法令に従い、適切な対応に万全を期すべきである。 (指摘事項)</p> <p>児童措置費負担金にかかる未収金の回収について 児童措置費負担金について多額の未収金が認められた。その残高は、平成24年度から25年度にかけて減少しているが、不納欠損処分によるところが大きく、これを除くと実質的には増加となっている。こども家庭相談センターとの連携を密接にとりながら、文書・電話による催告、訪問指導、外部委託等による回収等に努められているが、同負担金は強制徴収ができる公債権であることを充分認識し、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き一層の収納促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金にかかる償還未済金の回収について 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金について、少額ではあるものの償還未済金の増加が認められた。平成25年度以降、債務者の返済に対する意識づけ強化のために様々な対策をとられており、将来的な効果の発現を期待するところではあるが、これまでの取組を一層積極的に進め、回収促進に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、適切な時期に督促状を送付するとともに、繰越が生じた場合には速やかに調定の繰越処理を行うよう、適正な事務処理に努める。</p> <p>未収金については、督促状送付時に、分納等の納付相談に応じる旨の文書を同封し、未収金の回収に努めている。また、現在の滞納状況により至急納付を求め催告状を発送している。 平成27年度は新たな未収金の発生を防止するため、保護者に対する措置時の負担金説明を充分行うとともに、新規滞納者にはこども家庭相談センターと連携し、電話等による収納促進に取り組む。 今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。</p> <p>償還未済金については、「奈良県母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に基づく督促や債権回収の外部委託等を実施している。平成27年度は、長期や県外在住の滞納者に対し、夜間・土・日曜日も含めた訪問による償還指導を実施した。 引き続き、悪質滞納者に対する法的措置（支払督促）も視野に入れた償還指導や催告を強化し、今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
医療政策部	8月3日	医療施設耐震化促進事業補助金の交付要綱について 奈良県医療施設耐震化促進事業補助金交付要綱において、変更承認手続に関し、軽微な変更の場合はそれを省略できる規定を設けているが、その具体的な取り決めがされていないことが認められた。これが決められていないと補助対象者や対象年度などに応じ、その時々承認者側の恣意的な判断に委ねられ、公平性、透明性が図られない恐れがある。 以上のことから、軽微な変更について具体的な内容を示した要綱の整備を検討されたい。(意見)	医療施設耐震化補助金の交付要綱において、軽微な変更の内容を具体的に示した改正を行い、明確化を図った。
地域医療連携課 医師・看護師確保対策室			
薬務課	7月21日	委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、契約締結後、直ちに業務実施計画書等の提出を求めているにもかかわらず、受託者から提出させていない事例が複数認められた。 今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。(注意事項)	委託契約書に定める提出書類については、指摘後直ちに委託業者に書類提出させるとともに、今後同様な事案が発生しないように、職員に対して今回の事案を共有し、注意喚起を行った。
くらし創造部	5月13日	公用車使用中における事故防止について くらし創造部内において、公用車使用中の事故が認められた。 部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)	部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう指導を行った。 今後も定期的に注意喚起を行い、事故の再発防止に取り組む。
くらし創造部 企画管理室			
スポーツ振興課	5月13日	資金前渡の精算について 使用料及び賃借料(会場等使用料)の資金前渡において、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。 今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)	使用料等の資金前渡を行う際に、精算手続を徹底するよう改めて注意喚起を行うとともに、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行わないよう所属での確認を徹底した。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正に処理するよう努める。

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
人権施策課	5月13日	<p>専修学校等修学資金貸付金にかかる償還未済金の回収について</p> <p>専修学校等修学資金貸付金の償還金にかかる未収金は依然多額であり、前年度より増加していることが認められた。</p> <p>高額滞納者に対する支払督促申立予告付催告、個別相談会の開催、土日を含む個別訪問の実施により未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>専修学校等修学資金貸付金の償還金にかかる未収金については、従来より滞納者へ文書督促や個別相談会、督促訪問を実施し、回収に努めている。</p> <p>平成27年度も土日の督促訪問を継続したところであるが、今後とも滞納者の状況等の把握に努め、免除申請手続や分割納付等についても適切に指導するとともに、未収金対策推進連絡会議における全庁的な取り組みも踏まえて効果的な督促を行い、一層の未収金回収に努めたい。</p>
産業・雇用振興部 地域産業課	4月22日	<p>中小企業高度化資金貸付金等にかかる償還未済金の回収について</p> <p>中小企業高度化資金貸付金、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還未済金について、債権放棄の手續等による不納欠損処分に基づく債権整理や電話、訪問、文書の督促によって、その残高は対前年度比で減少しているものの、多額である状況は依然として変わらない。</p> <p>今後も、新たな償還未済金の発生を防止するとともに、債権の保全及び回収にさらに積極的に取り組むことにより、償還未済金の縮減に努められたい。(意見)</p>	<p>新たな償還未済金の発生を防止するために、新規貸付があれば、協調融資を行う中小企業基盤整備機構も参加した厳正な審査を実施している。また、正常償還先については、毎年決算書の提出を求めるなど状況把握を行い、約定どおりの償還が困難となった場合には、債務者に寄り添いモニタリングをしながら、コンサルティングを通じて経営改善を促しつつ回収を図っている。</p> <p>債権の保全については、不動産登記簿や固定資産評価証明書等を入手し、サービサーによる主債務者及び連帯保証人の資産調査結果や担保物件の不動産鑑定調査結果と比較し、資産状況に変動がないか確認を行い、債務者の返済能力の把握に努めている。</p> <p>また、償還未済金の回収にあたっては、民間金融機関で債権管理業務を経験した者を平成23年度より1名、平成24年度よりさらに1名嘱託職員として雇用し延滞債権の回収強化を図っており、貸付先の生活実態や資産状況等の情報を把</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			握しつつ、平成25年6月からは主債務者のみならず連帯保証人に対しても請求を行っている。さらに、これらの債務者に対する法的措置も視野に入れながら督促にあたっており、これらの取り組みの結果、連帯保証人からの返済実績も出てきている。
産業政策課	4月22日	<p>委託契約解除に伴う委託料返還金の回収について</p> <p>平成23年度及び24年度の緊急雇用創出事業委託業務を契約解除したことによる支払済み委託料の返還金について、多額の未収金が認められた。また、回収の取組も不十分と見受けられることから、より一層、積極的な収納促進に努めるべきである。</p> <p>なお、返還金の発生は、緊急雇用創出事業にかかる委託契約を債務不履行として解除したものであるが、24年度事業では、進捗が遅れている中、慎重な対応が求められていたにもかかわらず、委託料全額を概算払したことにより、結果的に多額の未収金が残ることとなったものである。</p> <p>今後は、実績確認はもとより進捗状況についても逐次十分な確認を行い、同様の事態が生じないよう万全を期されたい。 (注意事項)</p>	<p>委託料返還金の回収については、滞納者本人の所在が不明のため、親族宅への訪問や電話により督促を行ってきたが、引き続き督促を継続し、計画的な償還を求めていく。</p> <p>委託事業の執行にあたっては、従来から遂行状況の早期把握につとめているが、今後も事業の進捗管理を強化するとともに、概算払に当たっては、その要否をしっかりと吟味するとともに、実施する場合でも進捗実績を勘案した必要最小限の額とすることを徹底する。</p>
雇用労政課	4月22日	<p>補助金の交付決定について</p> <p>補助金の交付申請を受理しているにもかかわらず、交付決定が遅延している事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適時に交付決定するよう努められたい。 (注意事項)</p>	<p>平成27年度は、交付申請後、適時に交付決定を実施した。</p> <p>今後も、奈良県補助金等交付規則に基づく適正な事務処理を実施し、交付決定が遅延しないよう努める。</p>
農林部 農林部 企画管理室	7月7日	<p>公用車使用中における事故防止について</p> <p>農林部内で、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)</p>	<p>農林部所属長会議において、部内各所属に対し、各職員が公用車の安全運転を心がけ、車両の適切な管理に努めるよう、指導を行った。また、企画管理室長から部内各所属長あて「公用車使用中における事故防止等について」により、文書による注意喚起も行った。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
農業水産振興課 (旧全国豊かな海づくり大会推進室を含む)	7月7日	<p>公有財産及び重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出において、公有財産（出資に係る権利）及び重要物品での登載誤りが認められた。今後、公有財産及び重要物品の報告は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>所管団体への出資金の取扱いについて 農業水産振興課所管の出資先団体において、県からの出資金を返還義務のある「預り出資金」として貸借対照表上に負債計上されている事例が認められた。一方、県では債権ではなく、返還義務のない出資による権利として公有財産で管理しており、両者間において、当該「預り出資金」の取扱いに相違が見られた。 ついては、当該団体と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。(意見)</p>	<p>該当の公有財産及び重要物品についてはすべて修正報告を行い、公有財産管理システム及び物品管理システムでの修正も完了した。今後は複数の者によるチェック等を徹底し、奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努める。</p> <p>県からの出資金を返還義務のある負債として計上している団体については、関係団体及び関係部局と協議のうえ、債権として取扱うことに統一し、公有財産管理システムでの修正を行った。</p>
畜産課	7月7日	<p>公有財産の台帳登載について 土地の取得に伴う公有財産台帳への登載において、面積及び取得日を誤った事例が認められた。今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>所管団体への出資金の取扱いについて 畜産課所管の出資先団体において、県からの出資金を返還義務のある「入会預り金」として貸借対照表上に負債計上されている事例が複数認められた。一方、県では債権ではなく、返還義務のない出資による権利として公有財産で管理しており、県と各団体との間において、当該「入会預り金」の取扱いに相違が見られた。 ついては、各団体と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。(意見)</p>	<p>公有財産台帳への誤った登載については、速やかに修正し、会計管理者への報告を行った。今後は再発防止に努めるとともに手続きに遺漏がないよう徹底を図る。</p> <p>県からの出資金を返還義務のある負債計上している団体については、関係団体及び関係部局と協議のうえ、債権として取扱うことに統一し、公有財産管理システムでの修正を行った。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県土マネジメント部 県土マネジメント部 企画管理室 (収用委員会 事務局)	6月5日	<p>郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用量に比べて残高が十分あるにも関わらず、多額の購入が認められた。 郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故防止について 土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。 部内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>	<p>郵便切手の保有については、必要最小限となるよう努めている。 また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。</p> <p>現金出納簿について、所属長の月例検査を徹底し、適正な事務執行に努めている。</p> <p>部内各課室長及び出先機関の長に対し、文書通知及び会議の場で注意喚起を行い、公用車の安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう周知徹底した。</p>
技術管理課 建設業指導室	6月5日	<p>総合評価落札方式における技術提案書の評価について 総合評価落札方式による技術提案書の評価において、「企業の施工実績」の算定誤りにより開札録を修正している事例が多数認められた。 この評価は、総合評価を行う上で重要な要素であるとともに、開札録において技術評価点として公表されるものであることから、今後は、慎重に審査を行うとともにチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(注意事項)</p>	<p>「企業の施工実績」の評定にあたり、これまでの担当者2人によるダブルチェックに加え、調整員によるチェックを行うことでトリプルチェックとし、評定誤りを防ぐ体制を構築している。</p>
道路建設課	6月4日	<p>現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。 今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>現金出納簿について、所属長の月例検査を徹底し、適正な事務執行に努めている。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
道路環境課	6月4日	<p>施工不良工事に伴う損害賠償金の債権管理について</p> <p>施工不良工事に伴う損害賠償金について、処理状況等を記録する債権管理簿（未収金整理票）が作成されていなかった。</p> <p>債権に関する記録は、債権管理の最も基本的な事項であり、裁判時等には必要不可欠なものとなることから、関連する要綱等に基づき、当該未収金の処理状況等を適切に記録し債権管理を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」及び「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、債権管理簿を作成し、財産状況等の調査を行い、より一層厳正な債権回収に努める。</p>
道路管理課	6月4日	<p>道路損傷負担金にかかる債権管理について</p> <p>道路損傷負担金について、その処理状況等を記録する債権管理簿（未収金整理票）が作成されていなかった。債権に関する記録は、債権管理の最も基本的な事項であり、裁判時等には必要不可欠なものとなることから、関連する要綱等に基づき、未収金の処理状況等を適切に記録し債権管理を行うべきである。（指摘事項）</p> <p>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</p> <p>公共料金にかかる資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理を行うべきである。（指摘事項）</p>	<p>今後は、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」及び「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、債権管理簿を作成し、財産状況等の調査を行い、より一層厳正な債権回収に努める。</p> <p>奈良県契約規則に基づき、現金出納簿を作成し、所属長の月例検査を徹底し、適正な事務執行に努めている。</p>
河川課	6月5日	<p>土地の賃貸借契約について</p> <p>水位観測にかかる土地賃貸借契約において、いわゆる自動更新条項を設けているが、地方自治法第232条の3に基づき、後年度予算の裏付けがない契約で自動更新条項を設けることはできないため、早急に地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき改善されたい。</p> <p>また、契約の更新にあたっては、賃借料の見直しについても、相手方と充分協議されたい。（注意事項）</p>	<p>今後は、関係法令を遵守し、契約事務を適正に執行する。</p>
砂防・災害対策課 （旧砂防課、旧深層崩壊対策室）	6月4日	<p>修繕における履行確認について</p> <p>修繕における業務完了の履行確認なしに支払がなされた事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則第26条等に則り、完了報告書等による履行確認を確実に行った上で支払を行うよう徹底する。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>総合評価落札方式における技術提案書の評価について</p> <p>総合評価落札方式による技術提案書の評価において、「手持ち業務量」の算定誤りにより開札録を修正している事例が認められた。</p> <p>この評価は、総合評価を行う上で重要な要素であるとともに、開札録において技術評価点として公表されるものであることから、今後は、慎重に審査を行うとともにチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>技術提案書の評価点を算定する際は、複数名の職員が積算をチェックをするよう管理体制を強化し、誤算定を防止する。</p>
<p>まちづくり推進局</p> <p>住宅課</p>	<p>7月28日</p>	<p>県営住宅使用料等にかかる未収金の回収について</p> <p>県営住宅使用料、入居者負担修繕費、明渡請求後の住宅損害金、県営住宅敷地使用料等において、未収金の増加が認められた。</p> <p>滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託等、指定管理者等と連携し収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>県営住宅使用料及び県営住宅敷地使用料については、その納付を確実にするために、口座振替払を促進するとともに、口座引き落としが不能であった者や直接払いを行う者に対しては、現地における収納窓口の開設、戸別訪問による納付指導を行い、収納率の向上を図っている。</p> <p>入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金についても、退去時点や訴訟和解時点での納付指導の強化に取り組んでいる。</p> <p>退去滞納者に対する債権回収については、平成25年度から弁護士への委託に変更し、少しずつ成果が現れつつあることから、今後も、効果的な回収のため委託を行う予定である。</p> <p>なお、入居者に対する滞納の事前防止に効果があるものとして、県営住宅における管理運営の適正化に向けた家賃滞納者への督促、明渡等請求訴訟及び強制執行による取り組み等を公表している。今後も継続して公表することで、効果的な滞納の解消を図っていく。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県営住宅にかかる水道料金の未収金の回収について</p> <p>一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金を県側で各入居者から集金し、市水道局に支払っている。この入居者の水道料金は毎年未収金が発生しており、平成26年度において未収金の増加が認められた。</p> <p>今後も一層、県営住宅管理事務所及び指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。(指摘事項)</p>	<p>水道料金の未収金については、指定管理者が毎月団地集会所に赴き、現地出張窓口を設けて徴収に努めるとともに、滞納者に対し文書での督促を行っている。</p> <p>今後も、指定管理者、県営住宅管理事務所に加え、水道事業者とも協力しながら、未収金の回収に努める。</p>
<p>会計局</p> <p>会計局</p>	<p>8月4日</p>	<p>長期継続契約の対象業務の拡大について</p> <p>今年度の監査において、債権回収業務について、単年度契約を行っている所属が複数認められた。</p> <p>契約の性質上、翌年度以降にわたって契約を締結することが円滑な事務の遂行に資すると思われるものについては、長期継続契約を締結することが合理的である。</p> <p>債権回収業務は、受託者の業務スキルの蓄積・向上によるより良質な行政サービスの提供といったメリットが想定され、契約継続の必要性が高いものであることから、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に定められた長期継続契約の対象業務の範囲の拡大について検討されたい。(意見)</p>	<p>長期継続契約は、地方自治法第234条の3により予算単年度主義の例外として認められていると同時に、同法施行令第167条の17により「契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」と規定されている。</p> <p>事務の取扱いに支障を及ぼす契約とは、平成17年に制定した本県条例において「ア物品を借り入れる契約で、商慣習に基づき翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの イ役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるもの」とし、物品の借入や役務の提供で規則で定めるものを対象としており、単に事務効率を目的及び要件とするものではないとしている。</p> <p>監査委員より意見された債権回収業務が、単年度執行すると事務に支障がある契約であると判断されれば、法や施行令の趣旨を踏まえ、規則改正を行うなど当該事務を対象業務に加えるべきと考える。</p> <p>条例制定後に新たに増えた業務や社会状況の変化等に対応するため、各所属に要望等の調査を行うなど債</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>税外収入における納付方法拡大の検討について</p> <p>税外収入について、収納の確保及び未収金の発生防止のためには、納付方法のさらなる拡大が有効である。</p> <p>ゆうちょ銀行やコンビニエンスストアにおける収納など、多様な納付方法の導入について検討を行い、県民が納めやすい納付環境の整備に努められたい。(意見)</p>	<p>権回収業務を含めた長期継続契約の対象業務の範囲の拡大について検討してまいりたい。</p> <p>マルチペイメントネットワークを利用したゆうちょ銀行の窓口収納やコンビニストアによる収納方法を導入している先例県を調べたところ、導入している県は少なく、コンビニストアによる収納方法に至っては導入している県のすべてが個別システムで対応している状況であった。マルチペイメントネットワークによる収納方法を導入している県(10県)、コンビニストアによる収納方法を導入している県(6県)について利用状況及び導入効果を調査・意見聴取した結果、いずれの県も導入前に想定した成果は得られていない状況であった。このことから、単に収納方法の多様化を図るだけでは、特に未収金の回収・発生防止に繋げることは困難と考える。</p> <p>また、財務会計システムは、県のすべての歳入・歳出事務を管理するシステムであるため、多額の改修費用と改修業務に携わる人員が必要となり、ランニングコストも現行の指定金融機関等の窓口収納と比べて1件あたりの収納の手数料等が高くなることから、費用対効果の面から言っても、現時点で財務会計システムを改修し、収納方法の多様化を図ることは時期尚早と考える。</p> <p>なお、10月28日に開催された未収金対策推進連絡会議において、関係者に対し、個別システムを用いて納付方法の拡大を行うことは可能であり、個別に納付方法の拡大を図る場合、会計局としても協力することを伝えた。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
水道局 水道局	7月30日	公用車の購入にかかる自賠責保険料の支払について 公用車の購入にかかる自賠責保険料において購入日後の支出が認められた。自賠責保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。 (注意事項)	公用車の自賠責保険料の支払については、前金払いを徹底する。 今後は奈良県営水道会計規程をはじめ各関係法令及び通知に基づき適正な事務処理に努める。
教育委員会 学校支援課	8月4日	奨学資金貸付金等にかかる償還未済金の回収について 新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日課程等修学奨励金について、滞納整理の強化等により償還未済額は減少した。一方で、これら3奨学資金等に代わり創設された修学支援奨学金及び育成奨学金については、償還未済額の増加が認められた。 文書や訪問による督促・催告、外部委託、収納方法の拡充などにより、未収金の回収に努められているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と未収金の回収に向け、行政経営の観点から実態に即した効果的な取組を適宜導入し、より効果的な未収金対策の強化に努められたい。 また、資格喪失しているにもかかわらず、学校からの異動届の遅延により、過払いとなった事例が認められたことから、異動にかかる速やかな報告を求めるとともに、継続支給時における資格確認を徹底されたい。 (指摘事項)	奨学資金貸付金の償還未済金については、従来より滞納者への休日を含む訪問督促や返還相談会（県内16会場）の実施、支払督促等と合わせて、所在不明や遠隔地等で回収が困難な債権についての債権回収委託を実施している。平成27年度は現行奨学金返還者のうち、直近3年以上返還のない者も債権回収委託の対象に拡充している。 また、修学支援奨学金及び育成奨学金については、返還未済金を増加させないため、平成25年度より、口座振替可能な金融機関を1行から5行に増やし、返還の利便性向上と収納率の向上を図っている。 今後は、貸与申請時や、貸与決定時等に貸与終了後の返還を意識付けて、未収金の発生を未然に防止する取組や、未収金回収業者への委託対象の拡大と委託期間の延長、さらに、口座振替対応金融機関を拡大し、口座振替利用者の増加を図り、返還の利便性の向上と納付機会を拡大し、引き続き着実な償還未済金の回収に努めてまいりたい。 奨学金の過払いについては、各学校担当者へ異動時の速やかな報告を注意喚起するとともに、平成27年度より奨学金支給時に在籍確認を実施し、過払い金の

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>公有財産台帳への変更登録及び公有財産異動等報告書の提出について 国土調査の結果、所管する土地の登記面積が増加したが、公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳に反映されていない事例が認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。 (注意事項)</p> <p>高等学校授業料にかかる未収金の回収について 高等学校授業料の未収金については、無償期間中（平成22年度から25年度まで）は、新たな未収金は発生しないため、不納欠損等により前年度から減少しているが、依然として過年度分の未収金の回収が滞っている。 また、無償化の廃止により、平成26年4月から新たに高等学校に入学した生徒にかかる授業料について、未収金の発生が認められた。 授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成するが、催告状の送付のみで、面談、訪問による催告を行っていないなど、徴収事務への取組が不十分な学校が見受けられた。未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。 県教育委員会は、該当校に対し、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、適正な徴収事務に積極的に取り組むよう指導されたい。特に、新たな未納者に対しては、初期における重点的な納付指導を徹底する旨、強く助言・指導を行うべきである。 (意見)</p>	<p>発生を最小限とする取り組みを徹底してまいりたい。</p> <p>学校用地面積の異動は頻繁に生じる案件ではないため、担当職員の認識不足が原因で、公有財産台帳への変更登録等の手続がされなかった。今後は、財産管理業務に必要となる知識の習得を徹底し、再発の防止に努めてまいりたい。</p> <p>高等学校授業料の未収金については、適正な管理を行うために、未収額のある県立高等学校の授業料担当者、督促や法的措置、不納欠損処理等について、理解を深めて適正な債権管理が行えるよう、担当者会議、個別相談等を実施している。 しかし、取組の十分でない学校があることから、各学校から定期的に未収金への取組等の現況報告を実施し、個別相談等を充実させ、適正な債権管理を図り、引き続き未収金の回収に努めてまいりたい。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県立学校における自動販売機の設置者の選定について</p> <p>自動販売機の設置について、他部局においては、歳入の確保、公平性・透明性の確保の観点から、公募が進められている。県立学校に設置されている自動販売機についても、実情について調査・検討を深め、公募制の導入に向けて積極的に取り組まれない。</p> <p>(意見)</p>	<p>自動販売機については、多くの学校において、PTAが購買や食堂とともに運営をしており、自動販売機の黒字で購買等の赤字を補填するなど、一体的な運営を行っている。県全体で公募制の導入を進める中、教育委員会としても課題として認識しているところであるが、生徒又は保護者の負担が増加しないよう慎重な対応が求められている。現在、公募制の導入に支障の少ない学校から導入を行う方向で、検討を始めたところである。</p>
教職員課	8月3日	<p>通勤手当の認定について</p> <p>公立の小・中学校に勤務する職員の通勤手当について、抽出により関係書類を調査した結果、認定誤りにより3件の過払いが認められた。また、奈良交通バス利用にかかる通勤手当を6か月定期券により認定されている職員について、最も経済的な額による支給がされていない事例が認められた。</p> <p>支給要件等について、職員への一層の周知徹底を図るとともに、既に認定されているものについても、適正なものであるかどうか、定期的に検証するなど、適正な認定事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>3件の認定誤りによる過払いについては、誤りが生じた時点に遡及し戻入させた。</p> <p>奈良交通バス6ヶ月定期券額の認定に関して指摘のあった事例については、類似区間で通勤する教職員についてすべて調査を行い、直近の支給単位期間から最も経済的な通勤手当額で支給することを該当者に通知した。</p> <p>通勤手当の適正な認定が行われるよう、また認定後も随時見直しを行うよう、これまで指導を行ってきたが、今回の監査結果を踏まえ、支給要件の周知と認定内容の随時確認の実施を徹底するため、各小中学校長あてに通知を发出するとともに、校長会や学校事務職員を対象とする説明会で周知した。</p> <p>引き続き各学校での定期的な検証を促し、適正に通勤手当が支給されるよう努めていく。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
学校教育課 生徒指導支援室	8月3日	<p>傷害保険の変更手続について 相談員の就業中の怪我等に備えるための傷害保険について、保険期間の途中で事業終了したため、解約すれば保険料が返還されるどころ、その手続が行われていない事例が認められた。 今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。 (指摘事項)</p> <p>委託契約の締結について 業務委託において、契約書を作成することなく委託業務が開始されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、相談員の活動期間に合わせた保険の加入手続など、適切な事務処理を行うとともに、係員、管理職の点検体制やチェックシートを活用など、チェック体制の更なる整備を図る。</p> <p>業務委託契約について、契約締結時には遅滞なく契約書を作成するよう課内周知を行った。今後は、奈良県契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努める。</p>
人権・地域教育課	8月4日	<p>指定管理にかかる評価調書について 社会教育センターの指定管理者から提出された事業実績報告書に、運営目標についての達成度及び自己評価が記載されていたにもかかわらず、県は分析、評価及び評価調書の作成等を行っていなかった。 今後は、より一層効率的・効果的な施設運営に向けて、運営目標達成度の評価を行うとともに、その結果を公表されたい。 (注意事項)</p>	<p>平成25年度分の事業実績報告書の取扱いを改善すべく、平成26年度分の報告書については、分析、評価、評価調書の作成、指定管理者への評価結果通知及び結果の公表という一連の手続きを平成27年7月31日までに行った。 また、より一層効率的・効果的な施設運営に向けて、現在、県と指定管理者で行う連絡会議の運営の充実に努め、運営目標達成のための具体的な計画の策定とその実施手法について話し合いを進めており、可能なものより順次実施している。</p>
保健体育課	8月4日	<p>業務委託で取得した備品の取扱いについて 業務委託で使用した備品について、事業終了後、調査対象団体に帰属することを内容とする契約を締結し、何ら手続を行うことなく無償譲与していた事例が認められた。委託料で物品を取得した場合は物品取得調書を、また、譲与する場合は物品譲与調書を出納員に送付するなどの手続を行うべきである。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、課内において備品等に関する規則や関係通知等を周知徹底し、課員一人一人の理解を深め、互いにチェックできる環境を整えることにより、規則に則り適正な事務処理を執行するよう努める。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>傷害保険の加入時期について スクールヘルスリーダー及び県立特別支援学校水泳実技指導協力者にかかる傷害保険について、傷害保険の始期が派遣日より後になっていた。活動中の怪我等に備えるための保険であることから、今後は、適時に加入手続を行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、課内において会計規則や関係通知等を周知徹底し、課員一人一人の理解を深め、傷害保険についても、適時に適正な加入手続を行うよう努める。</p>
	文化財保存課	<p>委託契約の締結について 業務委託において、契約書を作成することなく委託業務が開始されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努める。</p>
警察本部	警察本部	<p>7月30日</p> <p>不納欠損処分について 議会の議決を得て不納欠損処分予定であった債権について、財務会計システムでの処理手続を怠り、翌年度に不納欠損処分をしていた事例が認められた。 今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故について 警察本部において、公用車使用中の事故が認められた。 また、警察本部各課及び各警察署全体での事故件数は前年度に比較して減少しているものの、なお、多くの事故が見られることから、引き続き、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (注意事項)</p>	<p>事務処理の漏れを防止するため、不納欠損処分関係の文書管理を一元化し、内部における指揮命令系統を明確化した。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき再発の防止と適正な会計処理に努める。</p> <p>各所属長に対して部下職員への安全運転意識の徹底を図ったうえ交通事故防止に向けた各種施策の推進を指示した。 日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現のために昼夜を問わず警戒体制の保持を求められる警察職務において、車両運転時はもちろんのこと、同乗時にあっても集中力を欠かさず適切に対応するよう今後ともさらに指導を徹底する。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
総務部 自治研修所	2月23日	<p>公有財産の台帳登載について 新築された建物の公有財産台帳への登載について、書面等で確認しなかったことにより延床面積を誤っていた事例が認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	<p>該当建物の登記完了に合わせて、公有財産台帳の誤記訂正を行った。 今後、台帳登載においては、図面等の書面確認を徹底し、奈良県公有財産規則に基づき適正な事務処理に努める。</p>
地域振興部 橿原考古学研究所	1月29日	<p>契約変更等の手続について 賃貸借契約について、消費税法の改正に伴う変更契約書が作成されていない事例や、契約相手方の名称変更時に必要な確認書類を徴していない事例が認められた。 今後は、契約変更等の手続について、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>支出科目について 発掘調査受託事業等の支出については、精算確定の時期が遅れるケースが多いなどの理由により、予算流用を行わず、誤った科目への支出更正を行っていた事例が散見された。 今後は、早期の精算確定に努め、適正な科目により支出されたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>契約及び契約変更にあたっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき適正な事務執行に努める。</p> <p>発掘調査受託事業における支出業務にあたっては、速やかな精算確定に努め、適正な科目により支出する。</p> <p>契約及び支出事務等の執行にあたっては、関係法令・規則等を厳守し、決裁課程におけるチェック体制を全事務職員により行うとともに職員各自の意識強化を図る。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>図書情報館</p>	<p>6月10日</p>	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機にかかる行政財産使用許可において、使用許可面積や使用料の算出を誤った事例が認められた。実態に即して、使用許可及び使用料の徴収を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>負担金の支払方法について 公益社団法人に対する負担金について、負担金、補助及び交付金から支出すべきところ、複数年にわたり、その一部を切手(役務費で購入済)で納付している事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (指摘事項)</p> <p>公有財産の台帳登載について 建物の公有財産台帳への登載について、延床面積を誤っていた事例が認められた。 また、所管する工作物について、公有財産台帳に登載されていなかった。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出の相手方の確認について 備品購入代金の支出手続において支出先を誤った事例が認められた。翌年度になってから、購入業者からの問い合わせで誤りが判明し、誤払金の返納及び再度の支出手続が行われたものである。 今後このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>資金前渡にかかる事務について 公共料金にかかる資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿は作成されていたが、所属長による例月検査が行われていなかった。 また、資金前渡職員の異動に際し、後任者に資金を前渡する時間的な余裕があるにも関わらず、前渡資金引継命令書により精算残金の引継ぎを行い、精算戻入を行っていなかった。さらに、前渡資金引継命令書の宛名について、前任者ではなく後任の資金前渡職員に対し行っていた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>自動販売機・ゴミ箱の使用許可面積を再計測し、平成27年度使用料を徴収した。</p> <p>27年度においては、負担金として予算措置を行い、執行した。</p> <p>延床面積について、修正登録を完了し、登載漏れのあった看板等を登録した。</p> <p>今後は、支出相手先を誤ることがないように起票者のほかに2人の係員がチェックして支払事務を行うようにした。</p> <p>例月検査については、翌月初旬に財務システム帳票と照合しながら確実に実施する。 公共料金については、当所属の勤務日の実態等を勘案し、公共料金引落日が資金前渡職員の異動発令日から時間的余裕のある公共料金については、精算戻入を行い、名義変更後の資金前渡職員口座へ入金する手順を取ることにする。引き継ぎ書類の氏名の記載について、今後、間違えないよう作成する。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務、公有財産の管理事務等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が努められたい。 (意見)</p>	<p>支出事務については、起票、複数職員の合議・決裁時の確認徹底による内部チェック体制の充実が努め、誤りの発生防止など適正な事務の執行に努める。公有財産の管理事務についても、台帳への登載を確実にするとともに、数量の確認等について照合を行い、適正な財産管理に努める。</p>
健康福祉部 筒井寮	6月12日	<p>内部統制の強化・充実について 前回の監査において、内部統制の充実について意見を付けたところであるが、今回の監査においても、債権管理簿や被服貸与台帳の整備、見積書や請求書のチェック等々、収入・支出事務、契約事務に注意を要する事務処理が多数散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁課程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実が努められたい。 (意見)</p>	<p>事務の執行に際しては関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、帳簿類の整備や書類作成時の内容、添付書類等の再確認など事務の適正化に関し担当職員への指導を徹底する。 また、決裁過程におけるチェック体制の強化充実が一層努め、厳正な事務処理に努める。</p>
医療政策部 五條病院	7月23日	<p>医業収入にかかる個人未収金の回収について 医業収入において、多額の個人未収金が認められた。初期対応や発生防止に重点をおき、公的支援制度の活用促進や、クレジットカードでの支払の促進などの努力は行っているが、未収残高は多額となっている。 今後も引き続き、新たな未収金発生防止と効果的な方法による回収に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>新たな未収金の発生防止策については、クレジットカードや高額療養費限度額適用認定制度等の活用を一層進めると共に、会計部署と相談担当部署が連携し、保険未加入者や身寄りが無い患者に対するきめ細かな相談を実施し、公的支援制度の活用促進を図るなど、関係部署が一体となった取り組みで未収金発生抑制に努める。 また、未収金の回収については、督促や電話催告、分納相談等の迅速な早期対応を行い、回収が困難な案件については、法律事務所に早期に回収業務を委託して回収強化を図るとともに、法的措置も検討するなど、未収金回収体制の強化に努める。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>長期継続契約の期間延長について 診療材料調達業務委託にかかる長期継続契約において、契約可能期間を超えて契約期間を延長している事例が認められた。 今後は、関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>当該業務の契約期間は当初関係通知に基づく長期継続契約の契約期間（3年）であったが、期間満了時において一旦関係通知に基づく限度年数内（5年）で契約期間を延長した。 その後期間満了後の取扱を検討したところ、南和地域公立病院再編に伴う契約期間の整理（打ち切り）が想定されたため、短期（1年）の契約延長とし同一受託者と変更契約を締結し、新規契約としての手続は行わなかった。 今後は、関係通知の趣旨を踏まえ、適切な期間設定及び期間満了における対応を行うよう、長期継続契約の契約期限や履行状況等の点検を強化することにより、適正な契約事務の執行に努めることとする。</p>
<p>くらし創造部 檀原公苑</p>	1月29日	<p>使用料の調定について 奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料について、使用許可の根拠となる法律の適用を誤り、また使用料の調定額をも誤った事例が認められた。 今後は、関係法令等に基づき、適正な会計処理の徹底に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>使用許可の根拠となる法律の適用を誤ったことによる使用料の調定額誤りについては、平成26年度中に追加で調定を行い収納した。 今後は奈良県立都市公園条例等関係法令に基づき、適正な事務処理の徹底に努める。</p>
<p>農林部 中央卸売市場</p>	1月27日	<p>公有財産の管理について 市場施設に関して、知事の承認を受けていない原状変更や建物の未登記、また、工作物の公有財産管理システムへの入力誤り等が認められた。 奈良県中央卸売市場条例及び奈良県公有財産規則に基づき、適正に管理すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>従前より、未承認の案件について過去の経緯等を含め調査のうえ指導を行うことにより、撤去の実績が出ており、順次改善を進めている。引き続き、原状変更承認に係る周知徹底を図りつつ、未承認案件については、今年度中を目途に指導を行い、なお改善されない場合は、撤去等により改善されるよう取り組む。 また、未登記の建物については、8月26日付で登記を完了し、工作物の公有財産管理システムへの入力誤りについては、修正した。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>市場使用料等にかかる未収金の回収について 市場使用料等において、多額の未収金が認められた。滞納等ルールを守らない事業者を撤退させる入退去基準を設ける等、悪質滞納者に対する納付指導の強化に着手されているが、退去者への未収金回収の取組は充分とはいえないことから、今後は、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、退去者の未収金についても法的措置の実施等による収納の促進に努められたい。 (意見)</p>	<p>滞納となる日の10日前に訪問による注意喚起文書を発出する等、新たな未収金の発生防止に努める。また、退去者の未収金については、住所・登記簿調査、法律相談、会計局との協議による不納欠損処分の手続を進めるとともに、債務承認による時効の中断、文書・訪問による督促等を行い、回収に努めていく。</p>
<p>農業研究開発センター 病害虫防除所 農業大学校</p>	<p>7月16日</p>	<p>分任出納員による委任を受けていない現金の収納について 分任出納員が、事務の委任を受けていない現金を収納していた。 今後は、現金収納について奈良県会計規則に基づき適正な会計処理の徹底に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>速やかに、出納員による収納を行うよう是正した。</p>
<p>森林技術センター</p>	<p>7月16日</p>	<p>支出科目について センター敷地の草刈業務で発生した職員私有車のフロントガラス破損に対する修理費の支払において、補償、補填及び賠償金で執行すべきところを誤って需用費（その他）で執行していた事例が認められた。 因果関係、過失割合等についても十分な検討を行った上で、今後は、適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p>	<p>支出科目については、奈良県会計規則に基づき適正に事務処理を行うよう努める。 また、センター内の事故防止に向けて、作業を行う前には必ず細心の注意を払うよう職員全体に注意喚起を行った。</p>
<p>まちづくり推進局 奈良公園事務所</p>	<p>6月10日</p>	<p>照明灯電気料金の徴収について 奈良公園登大路地区における照明灯電気料金について、受益者から覚書と異なる負担割合及び支払方法で徴収している事例が認められた。 覚書どおりの事務処理を行われたい。 (指摘事項)</p> <p>公有財産の使用許可について 土地の使用許可について、公有財産台帳の面積と異なる面積で許可している事例が認められた。 正しい面積で許可するとともに、正しい使用料の徴収を行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>該当の覚書については、平成3年に締結以後、社会情勢の変動や電気料金の改正等による見直しが行われていなかったことから、負担割合及び支払方法について、受益者と協議中。</p> <p>公有財産の土地面積の確認作業を行い、正しい面積で許可するとともに、正しい使用料を徴収するようにする。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、収納事務、公有財産の使用許可や台帳登載等について不適正な事務処理が散見された。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>該当の工作物については、公有財産管理システムより公有財産台帳へ登載した。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則、通知に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努める。</p>
<p>教育委員会 御所実業高等学校</p>	<p>1月29日</p>	<p>公有財産の台帳登載について 平成8年度に新設された建物について、公有財産台帳に登載されず、さらに登記もされていない事例が認められた。これらは、県有財産の適正な管理を行うにあたり、基本的かつ重要な手続である。事実に基づき是正するとともに、今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>当該建物の未登記については、平成27年10月29日に登記を完了し、また、平成27年11月20日に公有財産台帳（建物）に登載した。</p>
<p>吉野高等学校</p>	<p>1月29日</p>	<p>収入証紙収納簿の作成について 証紙収納において、収入証紙収納簿が作成されていなかった。今後は、関係通知等に基づき、適正な証紙収納を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>住居手当の認定について 住居手当の認定において事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>現金出納簿の例月検査について 資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長の例月検査が行われていなかった。今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>収入証紙収納簿は、証紙収入があるごとに作成し、決済を得ることにより、記載漏れなどの誤りをなくすよう努める。</p> <p>確認誤りを避けるべく、複数の職員で内容を確認する。</p> <p>現金出納簿の例月検査については、毎月所属長により実施する。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>備品の管理について 処分済備品について、物品管理サブシステムへの入力漏れが認められた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理すべきである。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、職員手当認定事務、現金出納簿等について、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。（意見）</p>	<p>処分済備品については、直ちに物品管理サブシステムへ入力し、単純な入力漏れを防ぐよう努める。</p> <p>今回の監査では、職員手当認定事務、現金出納簿等について、不適正な事務処理の指摘を受けたが、内部統制の充実を図るべく、決裁過程におけるチェック体制の強化充実を図っていく。</p>
ろう学校	3月20日	<p>重要物品の報告について 物品管理サブシステムの導入時において、データを誤って入力され、長期間、その誤りに気付かなかつたため、会計管理者へ提出した財産調書において、重要物品の登載漏れ及び登載誤りが認められた。 今後、重要物品の報告は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行うべきである。（指摘事項）</p> <p>委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、月次計画書や月次業務完了届の提出を契約書及び仕様書で定めているにもかかわらず、委託業者から提出させていない事例が認められた。 今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>指摘のあった重要物品の登載漏れ及び登載誤りについては、修正報告を行い備品管理簿への記載も完了した。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後は、委託業者から契約書及び仕様書で定めている書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努める。</p>
奈良養護学校	2月24日	<p>特別支援学校児童生徒就学奨励費の過払いについて 通学に要する交通費の支払において、通学回数の認定誤りによる過払いが認められたので、交付要綱及び事務処理マニュアルに基づき、適正に処理すべきである。（注意事項）</p>	<p>平成26年度分については当該年度内で精算済み。平成25年度分についてはおおむね返納された。 今後は、交付要綱及び事務処理マニュアルに基づき、認定誤りのないよう慎重に審査を行い、併せてチェック体制を強化するなど、適正な支給事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
明日香養護学校	3月20日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において、認定経路の確認を怠ったため、3件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意されたい。 (注意事項)	通勤手当の認定誤り3件については、認定の修正を行い、過払い分の返納は平成27年2月に完了した。 今後の認定事務については、より一層慎重な審査に努める。
西和養護学校	2月24日	委託契約書に定める提出書類について 業務委託において、月次計画書や業務月報の提出を契約書及び仕様書で定めているにもかかわらず、委託業者から提出させていない事例が認められた。 今後は、契約書及び仕様書に基づき、必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。 (注意事項) 公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、公有財産台帳に登載されていなかった。奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (注意事項)	委託契約書及び仕様書で定めているとおり、月次計画書及び業務月報を委託業者から毎月徴収することにした。 記載漏れのあった公有財産については、台帳に登載した。

ウ 財政的援助団体

所属名 (所管課名)	実施月日	監査結果	措置の内容
奈良県道路公社 (道路建設課)	8月6日	受託業務収入の調定について 平成25年12月から平成26年6月分の料金收受機械等保守整備業務について、大阪府道路公社に対し、その負担額を請求していなかったことが、平成26年7月に判明し、過年度収入として処理するなど不適切な事例が認められた。 今後は、内部のチェック体制の整備等を図り、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項)	新規契約の業務については、総務契約係と事業経理係においてその内容を十分に確認し、特に大阪府道路公社の負担割合がある業務か、奈良県道路公社単独の業務であるかについては予算書等で十分にチェックを行い、負担額の請求漏れが発生しないように指導した。